

新潟県公共土木施設等維持管理業務入札参加資格審査申請要領

令和 8 年 10 月
新 潟 県

令和 9・10・11 年度において、新潟県が行う公共土木施設等維持管理業務の委託の一般競争入札、指名競争入札（以下「入札」※といいます。）に参加しようとする方は、新潟県公共土木施設等維持管理業務入札参加資格審査規程（平成 23 年新潟県告示第 128 号）及びこの要領に定めるところにより、入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」といいます。）の審査（以下「資格審査」といいます。）の申請を行ってください。

※ 随意契約は対象外（入札参加資格は不要）です。

建設工事の入札参加資格を有する方は、公共土木施設等維持管理業務の入札参加資格も認められますので、あらためて資格審査申請を行う必要はありません。

【目 次】

第 1 申請方法

	ページ
1 資格審査申請をすることができる方	1
2 参加資格の有効期間	1
3 提出書類	2
4 提出方法	3
5 提出部数	3
6 提出及び問合せ先	3
7 提出期間	3
8 委任状を提出する際の留意事項	3
9 申請内容に変更等があった場合	4

第 2 記入方法

1 公共土木施設等維持管理業務入札参加資格審査申請書【第 1 号様式】	6
2 営業所（主たる営業所を除く）一覧表【第 2 号様式】	9
3 公共土木施設等維持管理業務実績【第 3 号様式】	10
4 暴力団等の排除に関する誓約書【第 4 号様式】	11
別 紙 市区町村コード表	12

第 1 申請方法

1 資格審査申請をすることができる方

資格審査の申請をすることができる方は、次に掲げる公共土木施設等に係る維持管理業務 ※1 の営業実績を有する方です。

- (1) 道路、(2) 河川、(3) 海岸、(4) 砂防指定地、(5) 地すべり防止区域（国土交通省所管に限る。）、
(6) 急傾斜地崩壊危険区域、(7) 都市公園、(8) 流域下水道、(9) 港湾、(10) 空港、(11) 漁港

※1 上記施設等の設置目的に応じた機能や構造の維持・保全を図るための業務（委託業務）を指します（主な業務は以下のとおり）。

除草・伐木、設備の保守点検、道路パトロール、道路安全施設（ガードケーブル、スノーポール等）の設置撤去、街路樹等の管理など

注）次のような業務は対象となりません。

- ・建物の清掃や空気環境測定、飲料水の水質検査等（衛生環境の確保を目的としたもの）
- ・警備業務（防犯等を目的としたもの）
- ・修繕工事など「委託業務」ではないもの

ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する方は申請することができません。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合も含む。）第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、知事が期間を定めて入札に参加させないこととした者のうち、当該期間を経過しない者。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とします。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者。
- (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者。
- (4) 暴力団員であると認められる者。
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者。
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者。
- (7) 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。(8)において同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの。
- (8) 法人であって、その役員のうちに(4)から(6)までのいずれかに該当する者があるもの
- (9) 新潟県の県税、法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税のいずれかについて、滞納がある者。

2 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、令和 9 年 4 月 1 日 ※2 から令和 12 年 3 月 31 日まで（3 年間）です。

※2 下記7の提出期間以外に行う随時申請の場合は、入札参加が認められた日から有効期間が始まります。

3 提出書類

◎：必ず提出してください。（記入すべき事項がない場合も、白紙のまま提出してください。）

△：提出をする場合としない場合があります。

提出書類一覧	県内 業者 ※3	県外 業者 ※3
① 公共土木施設等維持管理業務入札参加資格審査申請書 【第1号様式】 「建設業許可」の有無欄に「1」を記入した方は、建設業許可通知書の写しを添付してください。	◎	◎
② 営業所（主たる営業所を除く）一覧表 【第2号様式】	◎	◎
③ 公共土木施設等維持管理業務実績 【第3号様式】	◎	◎
④ 暴力団の排除に関する誓約書 【第4号様式】	◎	◎
⑤ 委任状 新潟県との公共土木施設等維持管理業務の委託契約を締結する権限について、営業所等に委任する方のみ提出してください。 記載内容については「8 委任状を提出する際の留意事項」をご確認ください。	△	△
⑥ 営業実績があることを証する書面 第3号様式「業務の種類」欄に記載した業務について、当該業務の実績の中から1～2件について、その <u>契約書の写し</u> を提出してください。契約書記載の契約名等からは業務内容が明確でない場合は、業務内容の分かるもの（仕様書等）も添付してください。 <u>提出する契約書等には、どの業務に関するものか分かるよう、付箋・インデックス等を付けてください。</u>	◎	◎
⑦ 新潟県の県税の納税証明書（未納のないことの証明用） 県外業者は新潟県に納税義務がある場合のみ ※ 申請日前3か月以内に発行されたもの ※ 写しの提出可	◎	△
⑧ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（未納税額のない証明用） 法人：法人税と消費税及び地方消費税用は、納税証明書「その3の3」 個人：所得税と消費税及び地方消費税用は、納税証明書「その3の2」 ※ 申請日前3か月以内に発行されたもの ※ 写し及び電子納税証明書を印刷した書類の提出可	◎	◎

※3 県内業者とは新潟県内に主たる営業所を有する方をいい、県外業者とは県内業者以外の方をいいます。（以下同じです。）

4 提出方法

○郵送（追跡可能な方法。原則レターパックライトで、これによれない場合は簡易書留）

※ 持参による提出も可能ですが、書類の受領のみとし、その場での審査は行いません。（申請者用控えがある場合は受付後その場で返却します。）

5 提出部数

○県内・県外業者とも 1部

申請書等は、「3 提出書類」①～⑧の順に、綴じ紐又はホチキスにより綴って提出してください。

申請内容の審査にあたり、問合せをすることがあるため、申請者用控えを御手元に御用意ください。

申請者用控えに受付印等の押印を希望される場合は、申請者用控えとして「3 提出書類」①の第1号様式と切手を貼付した返信用封筒を同封の上、提出書類一式を郵送または持参してください。

※ 返信用封筒の同封がない場合には返送いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。返信用封筒の宛名等の記載誤りがないよう、御注意ください。

なお、当該押印及び返却をもって審査完了とはなりません。後日の審査等において、内容を確認することがありますので、御承知おきください。

6 提出及び問合せ先

提出及び問合せ先	留意事項	電話番号
〒950-8570 新潟市中央区 新光町4-1 新潟県庁 土木部 監理課 建設業室 審査係	・封筒の表面に、「R9・10・11 入札参加資格書類（維持管理）」と朱書きしてください。	025 (280) 5387

7 提出期間

定期申請にかかる申請書等の提出期間は、新潟県の休日を定める条例第1条に規定する休日を除いて次のとおりです ※4。

令和8年11月2日（月）～令和8年12月28日（月）

※4 随時申請（上記提出期間以外に行う申請）は、令和9年4月1日以降行うことができます。（ただし、新潟県の休日を定める条例第1条に規定する休日を除きます。）

8 委任状を提出する際の留意事項

委任状を提出する場合は、次の事項に留意のうえ提出してください。

- (1) 委任をする方は、本人（法人の場合は代表者。以下同じです。）であること。
- (2) 委任を受ける方は、主たる営業所に代わって新潟県との公共土木施設等維持管理業務の委託契約について、すべての責任を負う営業所の代表者であること。
- (3) 委任する内容に、参加資格の有効期間を通じて、新潟県が発注する公共土木施設等維持管理業務に係る本人の入札、見積、代金請求その他契約に関する行為のすべてが含まれていること。
- (4) 委任状の提出先（あて名）は、「新潟県知事 ○○ ○○」であること。
- (5) 委任者・受任者ともに押印は不要です。

9 申請内容に変更等があった場合（令和9年4月以降）

(1) 提出方法

下記のいずれかの方法により提出すること。

ア 郵送

簡易書留等の追跡可能な方法によること

※ 持参による提出も可能ですが、提出書類は原則封書のうえ、持参してください。また、書類の受領のみとし、その場での審査は行いません。（申請者用の控えがある場合は受付後その場で返却します。）

イ 電子申請（承継申請「第5号様式」以外）

「新潟県電子申請システム」により提出できます。公共土木施設等維持管理業務入札参加資格承継申請書は対象外です。

なお、電子申請システムによる提出に当たっては、デジタル庁が提供する認証システム「G ビズID」のうち、契約締結権限を有する代表者の方の「gBizID プライム」又は「gBizID メンバー」アカウントによるログイン認証を行う必要があります。

（※「gBizID エントリー」のアカウントによるログイン認証は不可）

(2) 提出部数

紙提出の場合、正本1部を提出してください。

また、郵送により提出し、届出書等の控え（写し）に受付印等の押印を希望される場合は、届出書等の控え（写し）及び切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

※ 写しには添付書類は不要です。

(3) 提出書類等

ア 申請書を提出した後に次に掲げる事項に変更があった場合は、「変更等届出書」【第6号様式】に必要な書類を添えて、土木部監理課建設業室審査係に速やかに提出してください。

変 更 事 項	添 付 書 類
① 商号又は名称	法人の登記事項証明書又はその写し（登記している者に限る。以下同じ。）
② 営業所の名称、所在地又は電話番号	所在地の変更の場合は、法人の登記事項証明書又はその写し
③ 法人の代表者（又はその氏名）	法人の登記事項証明書又はその写し
④ 代理人（又はその氏名）	委任状
⑤ 営業所の新設又は廃止	・新設の場合は、新たな代理人に対する「委任状」及び「営業所（主たる営業所を除く）一覧表」【第2号様式】に該当営業所について記載したもの ・廃止の場合は、添付書類不要

イ 申請書等を提出した後に申請者が死亡、合併等により解散、又は事業の譲渡・会社分割等を行った

時は、次のとおりとなります。

(ア) 参加資格が認定される前の場合

資格審査の申請は、無効となります。

(イ) 参加資格が認定された後の場合

I 参加資格の継続を希望する場合

公共土木施設等維持管理業務入札参加資格承継申請書【第5号様式】を提出してください。審査の上適当と認められれば、参加資格が認められます。

II 参加資格の継続を希望しない場合

廃業等届出書【第7号様式】を提出してください。

第2 記入方法

1 公共土木施設等維持管理業務入札参加資格審査申請書【第1号様式】

(1) 「申請区分」の欄

次の区分にしたがって、該当する番号を記入してください。

申請の区分	申請の内容	番号
新規	令和6・7・8年度 ※5の新潟県の公共土木施設等維持管理業務入札参加資格を認められていない方が、申請をする場合（随時申請も新規に含まれます。）	1
継続	令和6・7・8年度の新潟県の公共土木施設等維持管理業務入札参加資格を認められている方が、定期申請により令和9・10・11年度の公共土木施設等維持管理業務入札参加資格を申請する場合	2

※5 令和9年4月1日以降は、「令和6・7・8年度」とあるのは、「令和9・10・11年度」と読み替えてください。

(2) 「入札整理番号」の欄

継続申請の方は、令和6・7・8年度の新潟県の公共土木施設等維持管理業務入札参加資格が認められた際の、入札整理番号を記入してください。（以下同じです。）

(3) 「商号又は名称」の欄

ア 枠が不足して書き切れない場合は、書き切れない部分を「フリガナ」欄上部余白に続けて記入してください。

イ 法人事業者は、次表に定める法人の種類を表わす略号を記入してください。

法人の種類	略号	法人の種類	略号	法人の種類	略号
株式会社	(株)	協同組合	(同)	一般社団法人	(一社)
有限会社	(有)	協業組合	(業)	公益社団法人	(公社)
合資会社	(資)	企業組合	(企)	一般財団法人	(一財)
合名会社	(名)	合同会社	(合)	公益財団法人	(公財)
有限責任事業組合	(責)				

ウ 個人事業者は、本人の氏名以外の商号又は名称を使用している場合、商号又は名称を記入するとともに、その後に1文字分空けて事業主の氏名も記入してください。

エ 「フリガナ」は、商号又は名称のかな読みをカタカナで記入してください。

《例》「(株)新潟県」の場合 フリガナは、「ニイガタケン」

「新潟県 新潟 太郎」の場合 フリガナは、「ニイガタケン ニイガタ タロウ」

(4) 「代表者の氏名」の欄

ア 代表者の氏名は、左詰めとし、姓と名の間に1文字空けて記入してください。

イ 代表者の氏名のフリガナは左詰めとし、姓と名の間に1文字分空けてカタカナで記入してください。

(5) 「市区町村・大字コード」の欄

ア 市区町村コードは、次のとおり記入してください。

・ 県内業者：別紙の「市区町村コード表」により、該当するコードを記入してください。

・ 県外業者：所在地に関わらず、すべて「900」を記入してください。

イ 大字コードは、記入する必要はありませんので、空欄のままとしてください。

(6) 「都道府県・市区郡町村名」の欄

次の例にならって記入してください。

《例》

- ・政令指定都市の場合(県内で該当するのは新潟市のみ。その他の県内市町村は下記の「一般的な記入例」となります。)

…………… 新潟県新潟市〇〇区、〇〇県△△市□□区、〇〇府△△市□□区

- ・一般的な記入例(上越市の〇〇区表示も含む。)

…………… 〇〇県△△市、〇〇県□□郡◇◇町、東京都〇〇市

- ・東京 23 区の場合 …………… 東京都〇〇区

(7) 「所在地」の欄

主たる営業所の所在地のうち、(6)の「都道府県・市区郡町村名」に続く所在地住所を記入してください。

このとき、「丁目」、「番地」、「号」については、「－(ハイフン)」により記入してください。また、入居するビル等の建物の名称は記入しないでください。

(8) 「フリガナ」の欄

所在地のかな読みをカタカナで記入してください。

(9) 「郵便番号」の欄

主たる営業所の所在地の郵便番号を記入してください。

(10) 「電話番号」及び「FAX番号」の欄

次の例にならって記入してください。

0XX-XXX-XXXX 0XXX-XX-XXXX

0XXXX-X-XXXX 03-XXXX-XXXX

(11) 「自己資本額」の欄・「自己資本額」の算出欄

ア 共通

- (7) 「自己資本額」欄の右側にある、「自己資本額」の算出欄を記入していき、最後に導き出された合計欄の金額を「自己資本額」欄に記入してください。

- (4) それぞれの金額は、申請日の直前の決算(最新のものがとりまとめ中であれば、その前の決算で可)に基づき記入してください。

- (5) 会社法及び会社計算規則施行後の基準に基づき計算書類を作成する法人は、※6を確認してください。

イ 「自己資本額」の算出欄

(7) 払込資本金

- a 払込済資本金に新株式払込金、新株式申込証拠金(有限会社の場合は、出資払込金、出資申込証拠金)を加えた額を記入してください。

- b 個人は次期繰越資本金を、組合は組合の基本財産と組合員の払込資本金の合計額を記入してください。

(4) 準備金・積立金

- a 「直前決算時」欄には、株式会社は、資本剰余金、利益準備金、任意積立金及び自己株式払込金(自己株式申込証拠金)の合計額から自己株式の額を減じたものを記入し、有限会社は、資本剰余金、利益準備金、任意積立金、自己持分払込金(自己持分申込証拠金)の合計額から自己持分の額を減じたものを記入してください。(ただし、いずれの場合においても、土地再評価差額金、株式等評価差額金がある場合には、これらの額を加えてください。)

組合は、組合の利益準備金及び特別積立金と組合員の上記直前決算時の準備金・

積立金等との合計額を記入してください。

- b 「剰余（欠損）金処分」欄には、利益準備金及び任意積立金の合計額から任意積立金取崩額を減じたものを記入してください（利益処分計算書等から計上する）。ただし、その他資本剰余金から役員賞与や株主配当等の処分を行った場合には、当該処分額を減じてください。

(ウ) 次期繰越利益（欠損）金

- a 法人事業者のみ、次期繰越利益金（準備金又は積立金を取り崩した場合は、当該取崩額を控除した額）を記入してください。
- b 次期繰越が欠損金の場合は、数字の左端に▲を付記してください。

※6 会社法及び会社計算規則施行後の基準に基づき計算書類を作成する法人は、自己資本額の合計は、貸借対照表の純資産合計額と一致するものとし、以下のとおり記入してください。

「払込資本金」欄には払込済資本金に新株式払込金、新株式申込証拠金の額を加えた額を記入してください。

「準備金・積立金」欄のうち「直前決算時」欄には、資本剰余金、利益準備金、その他利益準備金及び自己株式証拠金の合計額から自己株式の額を減じたものを記入してください（ただし、土地再評価差額金、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益及び新株予約権がある場合には、これらの額を加えてください）。

「準備金・積立金」欄のうち「剰余（欠損）金処分」欄には、何も記入しないでください。

「次期繰越利益（欠損）金」欄のうち「剰余（欠損）金処分」欄には、貸借対照表の繰越利益剰余金を記入してください。

(12) 「営業年数」の欄

- ア 公共土木施設等維持管理業務に係る事業を開始した日から、直前の事業年度の終了の日（以下、審査基準日という。）までの営業年数を記入してください。
- イ 1年に満たない営業期間があるときは、これを切り捨ててください。

(13) 「職員数」の欄

審査基準日における職員※7の実人数を記入してください。

※7 職員とは、期間を特に限定することなく雇用されている使用人、個人事業者における事業主、及び法人事業主における常勤の役員をいいます。監査役は含みません。以下、同じです。

(14) 「（うち維持管理業務に従事する職員数）」の欄

審査基準日における職員のうち、「公共土木施設等の維持管理業務」に従事している方の実人数を記入してください。（他の業務と兼任で従事している場合を含みます。）

(15) 「建設業許可の有無」の欄

建設業許可を有している場合は「1」を、建設業許可を有していない場合は、「0」を記入してください。

2 営業所（主たる営業所を除く）一覧表【第2号様式】

本様式には、主たる営業所に代わって、新潟県との公共土木施設等維持管理業務の委託契約を締結する営業所等のうち、次に掲げる営業所等について記入してください。（主たる営業所はここには記入しないでください。）

区 分	営業所の所在地	記入を求める営業所の範囲	営業所番号
県内業者	県内に所在する営業所	主たる営業所に代わって、新潟県との公共土木施設等維持管理業務の委託契約の事務処理（指名通知等を含む）について、相手方となる営業所 ※8	01 から順に付番
県外業者	県内に所在する営業所	下記以外の県内に所在する営業所	01 から順に付番
		主たる営業所に代わって、新潟県との公共土木施設等維持管理業務の委託契約の事務処理（指名通知等を含む）について、主に相手方となる営業所 ※9	80
	県外に所在する営業所	主たる営業所に代わって、新潟県との公共土木施設等維持管理業務の委託契約の事務処理（指名通知等を含む）について、主に相手方となる営業所 ※9	80

※8 「主たる営業所に代わって、新潟県との公共土木施設等維持管理業務の委託契約の事務処理（指名通知等を含む）について、相手方となる営業所」は、委任状を提出する必要があります。

（委任状については、「第1 申請方法8 委任状を提出する際の留意事項」をご確認ください。）

※9 県外業者で、「主たる営業所に代わって、新潟県との公共土木施設等維持管理業務の委託契約の事務処理（指名通知等を含む）について、主に相手方となる営業所」は、便宜的に一箇所とします（営業所番号「80」は1つだけとなります。）が、これ以外の営業所においても主たる営業所から委任を受けている営業所については、新潟県との公共土木施設等維持管理業務の委託契約の事務処理を行うことは可能です。

この場合、委任状を提出する必要があります。（委任状については、「第1 申請方法8 委任状を提出する際の留意事項」をご確認ください。）

（1）「入札整理番号」の欄

継続申請の方は、入札整理番号を記入してください。

（2）「営業所番号」の欄

上記表の区分に従い、80 又は 01～を記入してください。

継続申請の方は、令和6・7・8年度の新潟県の公共土木施設等維持管理業務入札参加資格が認められた際の、営業所番号と同じ番号を記入してください。

ただし、それ以降に営業所の新設又は廃止があった場合、並びに、80 を付番する営業所を変更した場合は、付番し直してください。

（3）「営業所の名称」の欄

当該営業所の名称のみを記入してください。

《例》 （株）新潟県新潟支社の場合 「新潟支社」と記入してください。

（4）「営業所の所在地」の欄

ア 「都道府県・市区郡町村名」の欄

記入に当たっては、「公共土木施設等維持管理業務入札参加資格審査申請書」【第1号様式】の「主たる営業所」の「都道府県・市区郡町村名」の欄の記入方法にならって、都道府県・市区郡町村名を記入してください。

イ 「所在地」の欄

記入に当たっては、「公共土木施設等維持管理業務入札参加資格審査申請書」【第1号様式】の「主たる営業所」の「所在地」の欄の記入方法にならって、その営業所の所在地を記入してください。

ウ 「市区町村・大字コード」の欄

記入に当たっては、「公共土木施設等維持管理業務入札参加資格審査申請書」【第1号様式】の「主たる営業所」の「市区町村・大字コード」の欄の記入方法にならって、各コードを記入してください。

(5) 「連絡方法」の欄

ア 「郵便番号」の欄

記入に当たっては、「公共土木施設等維持管理業務入札参加資格審査申請書」【第1号様式】の「主たる営業所」の「郵便番号」の欄の記入方法にならって、その営業所の郵便番号を記入してください。

イ 「電話番号」の欄

記入に当たっては、「公共土木施設等維持管理業務入札参加資格審査申請書」【第1号様式】の「主たる営業所」の「電話番号」の欄の記入方法にならって、その営業所の電話番号を記入してください。

ウ 「FAX番号」の欄

(7) 当該営業所にファクシミリが備え付けてある場合は、FAX番号を記入してください。

(4) 記入に当たっては、「公共土木施設等維持管理業務入札参加資格審査申請書」【第1号様式】の「主たる営業所」の「FAX番号」の欄の記入方法にならって記入してください。

3 公共土木施設等維持管理業務実績【第3号様式】

(1) 「入札整理番号」の欄

継続申請の方は、入札整理番号を記入してください。

(2) 「直前2年度の年間平均実績高」の欄

「業務の種類」欄に記載した業務ごとに、審査基準日の直前2年度の各事業年度における当該業務の実績高を合計した額を2で除して得た額を、千円単位で右詰めで記入してください。このとき、千円未満の端数があるときは端数を切り捨ててください。

(3) 「前々年度分決算」及び「前年度分決算」の欄

ア 「前々年度」とは「前年度」の直前の事業年度をいい、「前年度」とは審査の申請をする日の直前の事業年度をいいます。

イ それぞれの事業年度ごとに、千円単位で右詰めで記入してください。このとき、千円未満の端数があるときは端数を切り捨ててください。

4 暴力団等の排除に関する誓約書【第4号様式】

この様式は、新潟県公共土木施設等維持管理業務入札参加資格審査規程第2条第1項第2号イ(ア)から(キ)までのいずれにも該当しないことを誓約する書面です。内容を確認のうえ、住所、商号又は名称、代表者職氏名を記入してください。（代表者印の押印不要）

別 紙

市区町村コード表

コード	市 区 名	コード	町 村 名
1 0 1	新潟市北区	3 0 7	北蒲原郡聖籠町
1 0 2	新潟市東区	3 4 2	西蒲原郡弥彦村
1 0 3	新潟市中央区	3 6 1	南蒲原郡田上町
1 0 4	新潟市江南区	3 8 5	東蒲原郡阿賀町
1 0 5	新潟市秋葉区	4 0 5	三島郡出雲崎町
1 0 6	新潟市南区	4 6 1	南魚沼郡湯沢町
1 0 7	新潟市西区	4 8 2	中魚沼郡津南町
1 0 8	新潟市西蒲区	5 0 4	刈羽郡刈羽村
2 0 2	長岡市	5 8 1	岩船郡関川村
2 0 4	三条市	5 8 6	岩船郡粟島浦村
2 0 5	柏崎市		
2 0 6	新発田市		
2 0 8	小千谷市		
2 0 9	加茂市		
2 1 0	十日町市		
2 1 1	見附市		
2 1 2	村上市		
2 1 3	燕市		
2 1 6	糸魚川市		
2 1 7	妙高市		
2 1 8	五泉市		
2 2 2	上越市		
2 2 3	阿賀野市		
2 2 4	佐渡市		
2 2 5	魚沼市		
2 2 6	南魚沼市		
2 2 7	胎内市		